

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年4月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700133号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月31日から昭和57年1月1日まで

A事業所には、昭和56年12月31日まで勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日になっている。

厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和57年1月1日に訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

B事業所が保管する労働者名簿及び辞令帳によると、請求者の退職日は、昭和56年12月30日と記載されている上、雇用保険の被保険者記録においても、請求者の当該事業所における離職日は昭和56年12月30日と記録されており、これらの記録は年金記録と符合している。

また、当該事業所の担当者は、「請求者は、昭和56年12月30日に退職しており、請求期間は当社に在籍していなかったため、請求者の給与から昭和56年12月分の厚生年金保険料は控除していないと考えられる。」と陳述している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚3人の名前を挙げているところ、このうち生存及び所在が確認できた二人に照会し、一人から回答が得られたものの、請求者の請求内容を裏付ける具体的な回答は得られなかった。

加えて、当該事業所は、当時の年末年始の休暇期間について、12月31日から1月4日までであったと回答している上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間及びその前後の昭和55年から昭和59年までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者のうち、被保険者資格喪失年月日が12月31日である者が6人(請求者を含む。)確認できる一方、同喪失年月日が1月1日である者は確認できない。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700136号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月1日から平成13年9月30日まで

A事業所における請求期間の標準報酬月額について、年金記録によると、平成10年4月1日から平成11年9月1日までは30万円、同日から平成13年9月30日までは9万8,000円となっているが、給与明細書の報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A事業所における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から平成11年10月までは59万円と記録されていたところ、平成11年11月10日付けで、平成10年10月及び平成11年10月の定時決定の記録を取り消し、平成10年4月1日まで遡って30万円に減額訂正されており、その後、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年9月30日)より後の平成13年10月4日付けで、平成11年10月、平成12年10月及び平成13年10月の定時決定の記録を取り消し、平成11年9月1日まで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書により確認できる請求期間の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

一方、請求者は、商業・法人登記簿謄本によると、請求期間において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、社会保険事務所(当時)から自身の標準報酬月額の減額訂正に関する説明は受けていないと主張しているが、請求期間当時、社会保険事務所の担当者と滞納保険料の支払について打ち合わせたとして、徴収職員の名刺の写しを提出している上、当該事業所の代表印について、自身が管理しており、他の者は押印できなかったと陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A事業所の代表取締役であった請求者が、上記の2回にわたる標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難く、請求者は、同事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。